

令和2年6月4日

保護者の皆様

県立霧島高等学校長

生徒の県外への旅行等について（お願い）

かねてから、本校の教育活動につきまして、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

先日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国的に解除されたことを受け、鹿児島県の「『新しい生活様式』に向けた鹿児島県の取組」が改定されました。本校でも「霧島高校流『新しい生活様式』について」を配布してお願いをしたところです。

つきましては、生徒の県外への旅行等に関して、県教委から通知に基づき、下記のとおりお願いいたします。

なお、このことは、先日のSHR等で、各担任から生徒へ話した内容でもあります。御家庭でも再度、御確認ください。

記

1 基本的な考え方

- (1) 5月25日（月）の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）への移動については、6月18日（木）までは、必要な要件以外での移動は、慎重を期すこと。
- (2) その他の地域への移動については、感染者の発生動向を踏まえて、慎重を期すこと。

2 やむを得ず生徒が県外へ旅行等を行う場合の留意事項

- (1) 学校に届出をすること。
- (2) クラスターの発生のおそれが高い施設（カラオケボックスやライブハウスなど）や三つの密（密閉、密集、密接）のある場を徹底的に避けること。
- (3) 手洗いや人と人との距離の確保など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること。

3 やむを得ず県外へ旅行等を行った生徒が帰県した場合の留意事項

- (1) マスク着用など咳エチケットを徹底すること。
- (2) 毎日の体温測定を徹底すること。
- (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、登校を見合わせる。

* 依然として、他の都道府県では、コロナウイルスの感染者が出ております。感染拡大防止に御理解と御協力をお願いいたします。